

令和元年 8月15日

市職員の懲戒処分の公表及び市長・副市長の給料の減額について

1 概要

市職員東内京一が、詐欺容疑で逮捕・起訴、業務上横領で逮捕された件について、この度、懲戒処分に該当する非違行為の事実を認定し処分の手続きが整ったことから、令和元年8月14日付けて懲戒免職としました。

また、管理監督責任を明確にするため、市長及び副市長の自戒措置として市長においては10分の2を3カ月減額、副市長においては10分の1を2カ月減額とする給料の減額に関する条例（案）を9月定例会に上程する予定としました。

2 経緯

7月 4日 500万円の詐欺容疑で逮捕（本年1月23日に市が告発）

7月25日 300万円の業務上横領容疑で逮捕（本年7月17日に市が告訴）

7月25日 500万円の詐欺容疑で起訴（本年1月23日に市が告発）

3 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり処分を行いました。

職名	氏名	年齢	処分内容
企画部審議監	東内京一	55歳	懲戒免職

4 市長コメント

この一連の事件を受け、市政を預かる者として、行政全般の信用を失墜させてしまった責任を重大に受け止めております。

来月開会する9月定例会には、私と副市長の給料の減額に関する条例（案）を上程する予定といたしました。また、東内容疑者の懲戒処分につきましても手続きが完了したことから、8月14日付けて懲戒免職といたしました。

今回の度重なる不祥事につきまして、改めまして被害を受けられた方、市民の皆様様に重ねて深くお詫び申し上げます。